



※学は、近畿安全衛生技術センターの学科試験日を表します。 ※----- は、講習期間内の休講日を表します。
 ※臨時開催の日程はWebサイトでご確認ください。
 ※都合により、コースを変更する場合がありますので、お電話にてご確認ください。

12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水										
① 移動式クレーン						A・B A5・B5																																			
② 大型特殊自動車	M																																								
③ 小型移動式クレーン	I, J							I, J							I, J																										
④ 床上操作式クレーン	L, P								L, P							L, P																									
⑤ 玉掛 け	H, H1		H, H1		H, H1							H, H1		H, H1		H, H1		H, H1																							
⑥ 車両系(整地等)						C							D																												
⑦ 車両系(基礎)								E																																	
⑧ 車両系(解体)								O2																																	
⑨ 高所作業車						U, R							U, R		S							U, R																			
⑩ 不整地運搬車						X																																			
⑪ フォークリフト	F3							F1		F2		F3		F4							F3		F4																		
⑫ ショベルローダー												W1		W2		W3		W4																							
⑬ ガス溶接	V															V																									
⑭ はい作業主任者																						Z																			
特別教育	フルハーネス		高所		粉じん		電気自動車		小型整地		ベトナム語		巻き上げ機		足場		フォーク特別		フルハーネス																						
安全衛生教育等	職長教育							刈払機		職長能力向上		基礎安全		職長教育		丸のこ		有機																							
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土										
① 移動式クレーン									A・B A5・B5		学																														
② 大型特殊自動車	M																																								
③ 小型移動式クレーン	I, J							I, J							I, J																										
④ 床上操作式クレーン	L, P								LV, PV		ベトナム語コース					L, P																									
⑤ 玉掛 け	H, H1			H, H1		H, H1		H, H1							H, H1		H, H1		H, H1		H, H1		H, H1																		
⑥ 車両系(整地等)						C							D																												
⑦ 車両系(基礎)								E																																	
⑧ 車両系(解体)								O2																																	
⑨ 高所作業車						U, R							U, R		S							U, R																			
⑩ 不整地運搬車																														X											
⑪ フォークリフト						F3							F3		F4							F3		F4																	
⑫ ショベルローダー																											W1														
⑬ ガス溶接	V															V																									
⑭ はい作業主任者																						Z																			
特別教育	小型整地		フルハーネス		石綿		ロープ高所		低圧電気		フルハーネス		研削といし																												
安全衛生教育等	職長能力向上					振動工具		刈払機		職長教育		丸のこ		有機																											



※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
 ※受講料は、テキスト代を含みます。(移動式クレーン運転実技教習はAのみテキスト代含む) ※金額はすべて消費税込みです。
 ※助成金適用コースの場合でも受講料はわかりません。助成金の内容については、裏表紙をご覧ください。

1 移動式クレーン運転実技教習 (定員24名) つり上げ荷重に制限なくすべての移動式クレーンの運転 (道路上の走行を除く) 登録番号: 兵労基安登録第251号 / 有効期間: 2030.3.16

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料
A	6	25(16/9)	特になし(学科、実技とも受講する方)	実技のみ対象 (ABコースとともにBコースの金額が助成の対象となります) ※実技が1日3時間未満の場合、資金助成は対象外です。	—	135,000円
B	6	9(—/9)	学科試験合格者(実技のみ受講する方)		—	108,000円

(備考) ※Bコースの方は移動式クレーン運転学科試験合格通知書(ハガキ)が必要です。 ※1年間学科試験免除
 ※大特との同時受講可(定員12名・6日間)コース表示はA5・B5となります。 ※日程表内の(学)は、近畿安全衛生技術センターの学科試験日です。

2 大型特殊自動車技能教習 (定員9~12名) 特殊な作業に使用する自動車で、長さ4.7m、幅1.7m、高さ2mのいずれかを超える車両の運転 指定番号: 第50号

コース	日数	時間(技能)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
M	3~5	**(**/**)	●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許保有者 ●カタピラ、農耕作業用等の限定解除審査が必要な方	—	—	115,000円

3 小型移動式クレーン運転技能講習 (定員24名) つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転 (道路上の走行を除く) 登録番号: 兵労基安登録第253号 / 有効期間: 2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
I	3	20(13/7)	特になし	○	○	51,000円
J	3	16(10/6)	●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	—	47,000円

4 床上操作式クレーン運転技能講習 (定員20名) つり上げ荷重が5トン以上で床上で運転し、運転者が荷とともに移動するクレーンの運転 登録番号: 兵労基安登録第252号 / 有効期間: 2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
L	3	20(13/7)	特になし	○	○	51,000円
P	3	16(10/6)	●移動式クレーン、デリックまたは揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	—	47,000円
LV	4	26.5(19.5/7)	Lコースと同じ(ベトナム語コース)	○	—	82,400円
PV	3.5	21(15/6)	Pコースと同じ(ベトナム語コース)	○	—	76,800円

5 玉掛け技能講習 (定員40名) つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務 登録番号: 兵労基安登録第260号 / 有効期間: 2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
H	3	19(12/7)	特になし	○	○	26,000円
H1	3	16(9/7)	●移動式クレーン、クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者	○	—	24,000円
H9	4	27(17/10)	特になし(玉掛け技能講習Hコースとクレーン運転特別教育Tsコースを同時に受講できるコースです)	○	—	38,000円
H12	4	25(18/7)	Hコースと同じ(ベトナム語コース)	○	—	46,100円

6 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 (定員40名) 機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転(道路上の走行を除く) 登録番号: 兵労基安登録第255号 / 有効期間: 2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
N	5.5	38(13/25)	特になし	○	—	105,000円
D	2.5	18(13/5)	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了後に 6ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	—	52,000円
C	2	14(9/5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	○	45,000円
NV	7	44.5(19.5/25)	Nコースと同じ(ベトナム語コース)	○	—	161,900円

7 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 (定員10名) 機体質量が3トン以上の車両系建設機械(基礎工事用)の運転(道路上の走行を除く) 登録番号: 兵労基安登録第256号 / 有効期間: 2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
G	4	25(10/15)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転技能講習修了者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)(基礎工事用)(解体用)運転いずれかの特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	—	130,000円
E	2	9(4/5)	移動式クレーン運転士免許保有者	○	—	55,000円

8 車両系建設機械(解体用)運転技能講習(定員10名) 機体質量が3トン以上の車両系建設機械(解体用)の運転(道路上の走行を除く) 登録番号:兵労基安登録第257号/有効期間:2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
O2	1	5(3/2)	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者 ●建設機械施工管理技術検定1級合格者でショベル系またはトラクター系操作施工法を選択した方 ●建設機械施工管理技術検定2級で第1種、3種または第2種に該当するものに合格した方	○	-	22,000円

9 高所作業車運転技能講習(定員30名) 作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転(道路上の走行を除く) 登録番号:兵労基安登録第259号/有効期間:2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
S	2.5	17(11/6)	特になし	○	-	53,000円
U	2	14(8/6)	●普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車いずれかの運転免許保有者 ●車両系建設機械(整地等)(基礎工用)(解体用)運転いずれかの技能講習修了者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●フォークリフト運転技能講習修了者 ●ショベルローダー等運転技能講習修了者 ●建設機械施工管理技術検定合格者	○	○	47,000円
R	2	12(6/6)	●移動式クレーン運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者	○	-	45,000円

10 不整地運搬車運転技能講習(定員10名) 最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上の走行を除く) 登録番号:兵労基安登録第258号/有効期間:2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
X	2	11(7/4)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	-	45,000円

11 フォークリフト運転技能講習(定員40名) 最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上の走行を除く) 登録番号:兵労基安登録第261号/有効期間:2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
F4	4.5	35(11/24)	特になし	-	-	50,000円
F3	4	31(7/24)	普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車(カタピラ車限定)いずれかの運転免許保有者	-	○	42,000円
F2	2.5	15(11/4)	自動車運転免許を保有せず、最大荷重1トン未満のフォークリフト運転特別教育修了後に 6ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)★	-	-	35,000円
F1	2	11(7/4)	●大型特殊自動車運転免許保有者(カタピラ車限定は不可) ●普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車(カタピラ車限定)いずれかの運転免許保有者で、最大荷重1トン未満のフォークリフト運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)★	-	-	25,000円
F4V	6	40.5(16.5/24)	F4コースと同じ(ベトナム語コース)	-	-	83,100円

(備考) ★業務経験証明に、会社のゴム印と会社公印を捺印の上、使用したフォークリフトの特定自主検査記録表を添付してください。

12 ショベルローダー等運転技能講習(定員10名) 最大荷重が1トン以上のショベルローダー、フォークローダーの運転(道路上の走行を除く) 登録番号:兵労基安登録第336号/有効期間:2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
W4	4.5	35(11/24)	特になし	○	-	67,000円
W3	4	31(7/24)	普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車(カタピラ車限定)いずれかの運転免許保有者	○	-	59,000円
W2	2.5	15(11/4)	自動車運転免許を保有せず、最大荷重1トン未満のショベルローダーまたはフォークローダー運転特別教育修了後に 6ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	-	48,000円
W1	2	11(7/4)	●大型特殊自動車運転免許保有者(カタピラ車限定は不可) ●普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車(カタピラ車限定)いずれかの運転免許保有者で、最大荷重1トン未満のショベルローダーまたはフォークローダー運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	-	38,000円

13 ガス溶接技能講習(定員40名) アセチレンガスなどの可燃性ガス及び酸素を使用して行うガス溶接・溶断の業務 登録番号:兵労基安登録第254号/有効期間:2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料
V	2	13(8/5)	特になし	○	-	22,000円
V3	3	17(12/5)	Vコースと同じ(ベトナム語コース)	○	-	39,100円

14 はい作業主任者技能講習(定員30名) 高さ2m以上の「はい(倉庫、上層または土場に積み重ねられた荷)」の「はい付け」または「はいくずし」の作業現場に必要な資格 登録番号:兵労基安登録第340号/有効期間:2030.3.17

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料
Z	2	12(12/-)	満18歳に達してからの「はい付け」または「はいくずし」の作業に 3年以上の実務経験 を有する方(事業者証明が必要)	-	-	20,000円



※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
 ※受講料は、テキスト代を含みます。(移動式クレーン運転実技講習はAのみテキスト代含む) ※金額はすべて消費税込みです。
 ※助成金適用コースの場合でも受講料はわかりません。助成金の内容については、裏表紙をご覧ください。

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの 修了証即日交付可能 受講者20名様以上から出張講習いたします

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容	助成金	給付金	受講料
Tg	自由研削といしの取替え等	1	6(4/2)	自由研削といしの取替え、取替え時の試運転業務	○	-	12,000円
Ty	アーク溶接等	3	21(11/10)	アーク溶接機を用いて行う溶接・溶断などの業務	○	-	29,000円
Tl	低圧電気取扱業務	2	14(7/7)	交流600V以下、直流750V以下の充電回路の敷設や修理、低圧の回路のうち充電部が露出している開閉器の操作の業務	○	-	17,000円
Tt	電気自動車等の整備の業務	1	7(6/1)	対地電圧が50Vを超える蓄電池を内蔵する電気自動車、ハイブリッド自動車などの整備業務	-	-	15,000円
Tf	フォークリフト運転	2	12(6/6)	最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務(道路上の走行を除く)	-	-	17,000円
2i1	テールゲートリフターの操作の業務	1	6(4/2)	荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務	-	-	15,000円
2h1	チェーンソーによる伐木等	3	18(9/9)	チェーンソーによる伐木などの業務	-	-	28,000円
Tr	小型車両系建設機械(整地・掘削機等)運転	2	13(7/6)	機体質量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務(道路上の走行を除く)	○	-	17,000円
Tv	ローラー(締固め用)	1.5	10(6/4)	締固め用機械の運転業務	○	-	17,000円
Tz	高所作業車運転	1.5	9(6/3)	作業床の高さ2m以上10m未満の高所作業車の運転業務(道路上の走行を除く)	○	-	17,000円
Tw	巻上げ機運転	1.5	10(6/4)	動力により駆動される巻上げ機(電気ホイスト、エアホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)の運転業務	○	-	17,000円
Ts	クレーン運転	2	13(9/4)	つり上げ荷重5トン未満のクレーン(移動式クレーンは除く)の運転業務	○	-	18,000円
	クレーン運転(ベトナム語)						21,300円
Tj	酸素欠乏・硫化水素危険作業	1	5.5(5.5/-)	タンク、マンホール、たて抗などの酸素欠乏危険作業及び硫化水素危険作業	○	-	12,000円
Ti	粉じん作業	1	4.5(4.5/-)	粉じん、ヒュームなどの発生する作業に係る業務	○	-	12,000円
Th	石綿使用建築物等解体等	1	4.5(4.5/-)	石綿などが使用されている建築物、工作物の解体改修作業に係る業務	○	-	12,000円
2d1	足場の組立て等作業従事者	1	6(6/-)	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務(地上または堅固な床における補助作業の業務を除く)	○	-	12,000円
2e	ロープ高所作業	1	7(4/3)	高さ2m以上で作業床を設けることが困難な箇所において、昇降器具を用いロープで身体を保持し行う作業	○	-	14,000円
2f1	フルハーネス型墜落制止器具を用いて行う作業	1	6(4.5/1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業[ロープ高所作業を除く]などの業務)	○	-	13,000円
2aa1	林業機械(伐木等機械)運転	2	12(6/6)	伐木等機械の運転の業務	-	-	50,000円
2cc1	林業機械(簡易架線集材装置等)運転	2	14(6/8)	簡易架線集材装置の運転または架線集材機械の運転の業務	-	-	50,000円

安全衛生教育等 労働安全衛生法第60条、60条の2に定めるもの 修了証即日交付可能 / 一部不定期開催あり 受講者20名様以上から出張講習いたします

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	対象者 ●=資格保有者向けの再教育(修了証の提示が必要)	助成金	給付金	受講料
3a	職長・安全衛生責任者	2	14(14/-)	現場において部下を直接指揮・監督する職長など(安全衛生責任者教育を兼ねる)	-	-	21,000円
3d	刈払機取扱作業	1	6(5/1)	刈払機を用いて作業をする方	-	-	13,000円
3g	振動工具取扱作業	1	4(4/-)	振動工具を用いて作業をする方	-	-	11,500円
3l	丸のこ等取扱作業従事者	1	4(3.5/0.5)	丸のこを用いて作業をする方	-	-	11,500円
5j	騒音障害防止対策管理者(労働衛生教育)	0.5	3(3/-)	騒音作業場の管理者	-	-	11,000円
3y	有機溶剤業務従事者	1	4.5(4.5/-)	化学製品の製造、印刷、塗装、接着、洗浄などで有機溶剤を使用する方	-	-	11,500円
3q	熱中症予防(管理者用)	0.5	3.5(3.5/-)	高温多湿作業場所において作業を管理する方及び労働者の方	-	-	9,500円
3b	移動式クレーン運転士	1	6(6/-)	●移動式クレーン運転士免許取得、小型移動式クレーン運転技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	○	-	12,000円
3e	玉掛け業務従事者	1	5(5/-)	●玉掛け技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	○	-	12,000円
3c	車両系建設機械(整地等)運転業務従事者	1	6(6/-)	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	○	-	12,000円
3k	車両系建設機械(基礎工事用)運転業務従事者	1	6(6/-)	●車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	○	-	12,000円
3h	フォークリフト運転業務従事者	1	6(6/-)	●フォークリフト運転技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	-	-	12,000円
5d	職長・安全衛生責任者能力向上教育(建設業向け)	1	5.7(5.7/-)	●職長・安全衛生責任者教育修了後、 おおむね5年経過 した方 ※平成18年3月31日以前に修了している場合は、危険性または有害性などの調査とその低減措置を含む安全衛生教育を修了している必要があります。	-	-	13,000円

